

# 国立国会図書館蔵 『古事記伝』稿本について

上田由紀美

## I 『古事記伝』稿本について

1. 書誌事項
2. 筆者について
3. 成立時期について
4. 『古事記伝』稿本としての国会本の意義

## II 国会本 本文紹介

### I 『古事記伝』稿本について

『生涯の願望成就仕』, これは『古事記伝』全44巻44冊を脱稿したとき, 本居宣長(1730-1801)が書簡<sup>1)</sup>に記した言葉である。このとき宣長は69歳, 賀茂真淵に入門した34歳の頃<sup>2)</sup>より『古事記』研究に志したというから, 30余年の歳月を経たことになる。宣長の学問の集大成というべきこの著作は, 寛政2年(1790)から宣長没後の文政5年(1822)にかけて出版された<sup>3)</sup>。以降の『古事記』研究でこの影響を受けないものは無いといってよく, 『古事記伝』は現代でも第一級の『古事記』注釈書の地位を失っていない。

『古事記伝』には, 宣長自筆の稿本が, 初稿本は巻17(版本巻18)以降, 再稿本は全巻全冊残されており, また, 宣長の長子春庭(1763-1828)筆とされる巻3の第3次稿本1冊も現存する。以上の稿本は, 本居宣長記念館および天理図書館<sup>4)</sup>に伝えられている。

当館所蔵本(請求記号 <WA18-9> 以下国会本と称す)は『古事記伝』の総論一之巻二之巻の最終稿本<sup>5)</sup>とみられる2冊である。巻頭に「須受能屋蔵書」の印記<sup>6)</sup>があることから, 本居家に伝わったものと知られる。筆者については, 宣長自筆と伝えられるが, 他筆とみられる箇所もある(後述)。明治41年3月, 帝国図書館が吉川半七より購求。随所に朱, 墨, 付箋, 貼紙, 塗消等によって加筆訂正が加えられるが, 加筆訂正が加えられる前の本文が, 漢字平仮名交じり文, 片面10行, 1行24字の書式に統一され, 字体も整っていることからみて, いったん浄書した後に加筆訂正を施した

のであろう。訂正後の記述はほぼ版本どおりとなる。版下筆者への指示書きが加筆されていることから、版下執筆の際の下本として用いられたものと考えられる。

国会本『古事記伝』稿本2冊については、すでに岡本準水氏が昭和47年に調査を行い、その詳細な報告を発表されている<sup>7)</sup>。本稿も多くこの論に負うものである。

本稿では、国会本本文（加筆訂正箇所、版本との校異）の紹介を主眼とし、書誌事項、筆者、成立年代等について、簡略ながら触れることとする。

## 1. 書誌事項

内題：「古事記傳 一之卷（二之卷）」

外題：「古事記傳 一（二）」表紙に打付け書き

冊数：2冊（木箱入り）

大きさ：27.5×18.9cm

表紙：渋横刷毛目模様

装丁：一之卷は5針眼訂法、二之卷は4針眼訂法

丁数：一之卷94丁、二之卷60丁

書式：片面10行、1行24字

漢字平仮名交じり文、読点なし、匡郭・界なし

項目（付表参照）：

### 一之卷

・古記どもの總論（→訂正後古記どもの總論<sup>8)</sup>）書紀の論アゲツラひ  
舊事紀といふ書の論フミノ記題號の事ナ 諸本又注釋の事カキザマ 文體の事カ 假  
字の事ナ 古言の聲フルコトの上り下りの事アガ（→訂正後「訓法の事」の末尾に移さ  
れ、項目から消える）ヨミザマ 訓法の事ナホボノミタマ 直毘靈

### 二之卷

・古事記上卷〔并序〕 大御代之繼繼御世御世之御子御子（→訂正後 大御  
代之繼繼御世御世之御子等）

加筆訂正：

全体にわたって朱、墨、貼紙、付箋、塗消による加筆訂正が施される。

付箋：一之卷、12箇所（すべて68丁以前）。二之卷、3箇所

上部余白の書き入れ：一之卷、13箇所（すべて68丁以前）

紙の貼り継ぎ：

一之卷 46ウ4—5行目の間、85ウ8—9行目の間

二之卷 16ウ3—4行目の間、23ウ4—5行目の間、39ウ7—8行目の間、  
44ウ7—8行目の間、47ウ8—9行目の間、53ウ9—10行目の間、  
54オ3—4行目の間

印記：「須受能屋藏書」「帝國図書館」の朱印 卷頭

伝来：明治41年3月23日帝國図書館が吉川半七より購求

一之巻巻末の「直毘靈」(69丁以降)はその他の部分と全く別筆で記されている。「直毘靈」の直前68丁裏が半丁分白紙となっていること、この部分の冊子の小口に合綴の跡のスジが残ることからみて、69丁以降「直毘靈」は別途記されたものと考えられる。

付表

|     | 再稿本                       | 国会本 原文                        | 国会本 訂正後 <sup>9)</sup>     | 版本                         |
|-----|---------------------------|-------------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 一之巻 | フミ イデ ハジメ<br>記ノ成キ始        | イニシヘフミ スベテ〇〇〇<br>古記どもの總論      | イニシヘフミ スベテノサダメ<br>古記どもの總論 | イニシヘフミドモノスベテノサダメ<br>古記典等總論 |
|     | 日本紀ヲ論フ                    | アグツラ<br>書紀の論ひ                 | アグツラ<br>書紀の論ひ             | アグツラ<br>書紀の論ひ              |
|     | 舊事紀ト云書ヲ論フ                 | 舊事紀といふ書の論                     | 舊事紀といふ書の論                 | 舊事紀といふ書の論                  |
|     | コノフミ ナ<br>記ノ題号ノ事          | フミノナ<br>記題號の事                 | フミノナ<br>記題號の事             | フミノナ<br>記題號の事              |
|     |                           | 諸本又注釋の事                       | 諸本又注釋の事                   | 諸本又注釋の事                    |
|     | カキザマ<br>文體ノ事              | カキザマ<br>文體の事                  | カキザマ<br>文體の事              | カキザマ<br>文體の事               |
|     | カナ<br>假字ノ事                | カナ<br>假字の事                    | カナ<br>假字の事                | カナ<br>假字の事                 |
|     | フルコト コエ アガリサガ<br>古語ノ音ノ上下リ | フルコト アガ サガ<br>古言の聲の上り下り<br>の事 |                           |                            |
|     | ヨミ<br>訓ノ事                 | ヨミザマ<br>訓法の事                  | ヨミザマ<br>訓法の事              | ヨミザマ<br>訓法の事               |
|     | 道云事之論                     | ナホビノミクマ<br>直毘靈                | ナホビノミクマ<br>直毘靈            | ナホビノミクマ<br>直毘靈             |
| 二之巻 | 古事記上巻[并序]                 | 古事記上巻[并序]                     | 古事記上巻[并序]                 | 古事記上巻[并序]                  |
|     | 天津日嗣                      | 大御代之繼繼御世御<br>世之御子御子           | 大御代之繼繼御世御<br>世之御子等        | 大御代之繼繼御世御<br>世之御子等         |

## 2. 筆者について

当稿本2冊は本居宣長自筆として当館に伝えられてきた。しかし、「直毘靈」のように他筆とみられる箇所もあり、その他の部分もすべてを宣長の手跡としていいのか、疑問の残る点もある。

一之巻巻末の「直毘靈」は、筆跡からみて宣長の長子春庭筆の可能性が高い。その他の部分の筆跡は、宣長のものに極めてよく似ており、判断も微妙にならざるをえない。ここでは、現段階で調べ得たことを、他の宣長研究者の見解を参考にまとめておくこととする。

まず、加筆訂正部分について、この部分は概ね宣長自ら施したとみてよいようである。「直毘靈」直前の白紙には「此所此本ニ紙ヲ明ケタルハワロシ直毘靈ヲモ板下本ニハ上ノ文ノツキノマ、ニ行ヲ明ケズシテ上ノ次ノ行へ書ツクヘシ」(本文紹介55参照)という付箋があるが、これは、一之巻の版下を書いた春庭<sup>10)</sup>への指示とみら

れる。国会本の加筆訂正は極めて綿密で、書き込みを本文のどこに挿入するか等、大字小字の書式も含めて詳細に指示されている。版本はこの指示をほぼ忠実に踏襲しており、国会本をもとに版下が書かれたことを推測させる<sup>11)12)</sup>。こうした版下書きの指示は著者自ら行ったとみるほうが自然と思われる。筆跡からも、加筆訂正部分は宣長自筆としてよいようである<sup>13)14)</sup>。

問題は、原文部分（加筆訂正される前の本文）である。本居宣長記念館蔵、本居弥生『備忘録鈔』（本居清造『備忘録』の抜粋）、「○他ニ贈レル宣長ノ稿本写本等」の項には、「古事記傳一ニ 筆者不明 二冊 吉川書店ニテ始テ宣長全集ノ発行セラレタル際店員トシテ特ニ其ノ事業ニ盡力セル今泉定介、林縫次郎両氏ニ之ヲ贈ル後二冊共ニ東京帝國圖書館ノ蔵スル所トナリ宣長自筆ト稱セラル」（傍点筆者）と記されている。この記事から、国会本が確かに本居家旧蔵資料であったことを確認できるが、「筆者不明」とあるのが問題となる<sup>15)</sup>。たしかに、国会本原文を子細にみると、「エ」とすべき「愛」の字のヨミを「イ」とする等<sup>16)</sup>、意味がわかっていれば犯さないとと思われる間違いもあり宣長自筆としては不審な点がある。国会本の原文は、宣長の筆跡を忠実に真似た浄書写本の可能性があり、いったん別人によって浄書されたものに、宣長自ら付箋等の加筆訂正を施した<sup>17)</sup>とも考えられるのである。

以上のように、国会本の筆者には疑問が残る。しかし、少なくとも加筆訂正部分は宣長自ら施したと考えるとよいこと、その加筆訂正の中には宣長の研究の進展をうかがわせるものも多いことから、『古事記伝』成立を研究する上で国会本が欠かせない位置を占めることは間違いなであろう。

### 3. 成立時期について

『古事記』の研究に取り掛かった宣長は、『古事記雑考』<sup>18)</sup>を明和年間に執筆する。これが『古事記伝』の総論部分（版本一之巻、二之巻）の原形となる。その後『古事記伝』は初稿、再稿と推敲が重ねられていく<sup>19)</sup>。出版計画が具体化したのは天明5年（1785）<sup>20)</sup>、巻22の執筆に掛っていた頃で、同6年より、春庭によって版下の執筆がはじまった。

#### A. 国会本成立時期（加筆訂正を含めて）

国会本が書き始められたのは、出版計画が具体化した天明5年以降とみられる。宣長は、再稿本までは漢字片仮名交じり文で記していたが、版本には漢字平仮名交じりの表記法を採用した。また、当初は総論部分の巻次を一之巻上・下としていたが、後に一之巻、二之巻と変更した。表記法や巻次変更をした正確な時期はわからないが、天明5年頃以降と見られている<sup>21)22)</sup>。国会本は漢字平仮名交じりの表記で、一之巻、二之巻となっていることから、表記法や巻次の変更が行われた天明5年以降の成立と考えられるのである。

では、いつまでに書き上げられたのか。先述したように、国会本は版下作成の下本として使用されたとみられる。したがって、版下を名古屋に送るまでには加筆訂正も

終えられていたはずで、『傳板出來之覺』から、一之巻は天明8年11月まで、二之巻は同6年10月までの成立と特定できる<sup>23)</sup>。

#### B. 国会本一之巻原文の成立時期

国会本原文(加筆訂正される前の本文)の成立はさらに遡ることになる。以下、一之巻の原文の成立時期について、①『古事記』の真福寺本写本についての記述、②横井千秋宛宣長書簡(4月17日付け)の2点を手がかりとして推測を行った。

##### ①真福寺本写本の記述から。

版本『古事記伝』一之巻「諸本又注釋の事」の項には、ア.寛永版本(宝暦6(1756)購入)、イ.度会延佳校訂版本(宝暦14(1764)校合)、ウ.古本(詳細不明)、エ.延佳が異本を比較して書き入れた写本(安永9(1780)校合)、オ.村井敬義所蔵本(天明3(1783)校合)、カ.真福寺本(天明7(1787)校合)の6種の『古事記』諸本が列挙されている<sup>24)</sup>。国会本では、このうち、エとカが付箋によって補われている(本文紹介10参照)。天明3年のオの記事がある以上、安永9年のエを未見であったとは考えられないが、天明7年のカが付箋で補われたのは、原文執筆時点では真福寺本写本との校合を未だ終えていなかったためと考えられる<sup>25)</sup>。真福寺本校合後の加筆とみられる箇所が他にもあるからである。(下記例および本文紹介54, 83, 86, 102, 103, 104, 106, 108参照<sup>26)</sup>)

例 国会本一之巻「假字の事」の項、「於字」について(本文紹介18参照)

〈原文〉若くは淤カの誤カか→〈訂正後〉一本に淤カとあれば後の誤カなり

「一本」が真福寺本を指すのは、『古事記伝』巻35に「淤字諸本に、於と作るは誤なり、…今は真福寺本に依れり」<sup>27)</sup>とあることからわかる。

宣長が真福寺本の写本との校合を終えるのは天明7年4月である<sup>28)</sup>。ここから、一之巻の原文は天明7年4月以前に成立していたと考えられる。

##### ②年欠4月17日付け宣長の横井千秋宛書簡<sup>29)</sup>から。

(略) 然は先達而古事記伝一之巻改正本一冊上ケ申候、定而相達、此節ハ最早板下過半も出来可仕と存罷在候、(一字不明)昨日京都直丸より書状到来、右板下惣圍之系、品有之、用立不申候ニ付、又々一枚相認上ケ可申段、京都へ被仰遣候由、依是早速相認差上申候間、御彫ラセ被下、追々板下出来奉待候、第二巻目も近々出来仕候間、改正本出来次第上ケ可申候、直丸ニも于今京都逗留被致候由、上木之義も段々掛合被申候由承申候、其内帰国可被致候間、万々御承知可被下候。 (以下略) 本居宣長

四月十七日

横井十郎左衛門様

(下線筆者)

宛名の横井十郎左衛門は、尾張藩士、横井千秋(1738-1801)のこと。天明5年(1785)に入門、出版の費用を自ら援助し『古事記伝』刊行を実現させた人物である。

この書簡によると、宣長は「古事記伝一之巻改正本」を完成し、版下作成のために横井千秋に送っていた。一方、「第二巻目」「改正本」はまだ完成していないという。ここから、「改正本」という版下前段階の稿本があったことと、宣長が「改正本」に

基づいての「板下」作成を横井千秋に依頼していたことがわかる。

ところで、ここにいう「板下」は現行版本の版下とは別のものと考えられる。現行版本一之巻二之巻の版下は春庭が執筆し、作成の順も、まず二之巻（天明6年）、その後、一之巻（同8年）となっているからである。おそらく、ここにいう「板下」作成とは、現行版本の版下作成以前に計画され、実現をみずに終わったものであろうと考えられる。しかし、この間の事情の詳細は他に十分な資料もなく不明である。

ここに当書簡を取り上げたのは、この「改正本」と国会本になんらかの関係があると考えからである。当書簡に年は記されていないが、現行版本二之巻の版下が出来たのが天明6年10月であるから、それ以前とすると天明6年の4月17日と推定できる<sup>30)</sup>。国会本の一之巻原文は天明5年頃以降、同7年4月以前（①より）の成立とみられるから、この書簡の天明6年4月時点で完成していた可能性はある。また、宣長自筆再稿本一下16ウの付箋（付箋も宣長自筆）には、「因<sub>レ</sub>訓一改正本一ノ廿八ウ借字ハ~~チ~~字ノ意ヲラズタ、其訓ヲ異意ニ借りテ書ヲイフ序ニ因<sub>レ</sub>訓一心トアル是也」（傍点筆者）とあるのだが、注目したいのは、「改正本一ノ廿八ウ」にあるという「借字ハ…」以下の記述が、版本では一之巻29ウ、再稿本では一上の27オ、国会本では一之巻28ウに載っており、このうち国会本の丁数が「改正本」の丁数と一致していることである。

横井千秋に送られた「一之巻改正本」は、国会本一之巻の原文だったのではなからうか<sup>31)</sup>。「一之巻改正本」（すなわち国会本一之巻原文）に基づいての「板下」作成が、なんらかの事情で見合わされたため、宣長は、新たな研究の進展（真福寺本との校合の成果を含む）を国会本一之巻原文に書き込み、後に、春庭が版下を執筆する際の下本としたのではなからうか。もし、以上の推定が正しければ、国会本一之巻原文の成立時期は、真福寺本写本との校合が行われた天明7年4月から、さらに、同6年4月まで遡ることとなる。

まとめると、国会本は天明5年の出版計画が具体化した頃以降の成立、一之巻は同7年4月以前（または同6年4月以前か）に原文が成立し、その後、同8年11月までに加筆訂正を終了した。二之巻は、一之巻よりもはやく同6年10月までには加筆訂正を含めて成立していたと考えられる。

なお、一之巻巻末の「直昆靈」<sup>32)</sup>は、春庭によって別途記されたと見られるが、春庭の『寫物覺帳』<sup>33)</sup>には、天明2年と同6年の2度にわたって「直靈」の筆写を行った記録が残されている。このうち6年の方に「古事記傳ノ内」という注記がついており、国会本の成立時期にも合う。国会本「直昆靈」は春庭が天明6年に写した可能性が高い。

#### 4. 『古事記伝』稿本としての国会本の意義

現存最古の『古事記』写本である真福寺本写本との校合は、宣長の『古事記』研究にも少なからぬ影響を与えたはずである。国会本はその時期の宣長の研究を伝える資

料として興味深い。国会本に加えられた訂正をみると、仮字の清濁についての事柄が大幅に書き足されている(本文紹介19, 25, 30, 46)のをはじめとして、原文では留保を加えていた点を断定したり(本文紹介18, 23, 24参照)、また、用例の増補を行う(本文紹介20, 33, 53参照)など、宣長の古代語研究の進展を跡付けていくことができる。国会本2冊は、『古事記伝』の総論にあたるが、ここは、宣長の『古事記』観や古道観とともに、古代語研究の成果を集約しており、『古事記伝』全44巻の中でも特に重要な箇所である。筆者の問題<sup>34)</sup>を含め不明な点も多いが、国会本は現存唯一の漢字平仮名交じり<sup>35)</sup>『古事記伝』稿本でもあり、『古事記伝』成立過程を明らかにする上で貴重な資料になろう。

次節では、国会本の本文の紹介を行う。全文の翻刻ではなく、加筆訂正部分および版本との校異の紹介としたのは、この両者で国会本の独自本文をすべて紹介できること、国会本の特徴を浮かび上がらせるには、この方法のほうが適当と考えたからである。活字では紹介し尽くせない点も多いが、兎も角も国会本の内容全体を一通り紹介することで、今後の国会本調査の一助となれば幸いである。

## II. 国会本 本文紹介

本節では、国会本独自本文(版本と相違する箇所)を紹介する。

国会本の本文の大部分は版本と共通する。版本と異なる記述も、加筆訂正後は版本と等しくなるものが殆どである。しかし、版本と異なる本文が、加筆訂正されないまま残されることもある。

a では、加筆訂正箇所(訂正前の本文(≠版本)→訂正後の本文(=版本))

b では、版本との校異(a 以外)

を紹介する<sup>36)</sup>。

〈凡例〉

- ・小字部分は [ ] で示した。
- ・変体仮名は通用の仮名に置き換えた。
- ・異体字は、JIS コードにあるものは原字体で表記し、JIS コードにない場合は、特別な場合を除いて、意味の通用する近似字体に置き換えた。
- ・平仮名のおどり字は「ゝ(ゝ)」、片仮名は「ヽ(ヽ)」、漢字は「々」とし、二字以上の繰返しについては文字を繰返し表記する。
- ・国会本に読点はないが、よみやすさをはかるため、版本に準じて読点を付した。
- ・項目は国会本原文の項目名、丁数行数は引用箇所冒頭部分のものである。
- ・版本は東京大学国文学研究所蔵本居文庫本〈国文・青1～3—588/本居・家1〉をもとにした。

a 加筆訂正箇所

- ・訂正方法を以下の5種に分けて示した。

**加筆** (行間, 上部余白の書き込み等により, あらたな本文が挿入されたものをいう) このうち付箋によって補われたものを**付箋**と記す。

**削除** (もとの本文が朱墨の棒線等によって抹消されたものをいう)

**訂正** (ある本文が朱墨の棒線等によって抹消され, 別の本文に変更されたものをいう) このうち貼紙, 塗消によるものを**貼紙等**と記す。

- ・訂正前の文字が判読不能な場合は○で示した。

- ・原文 (訂正前本文), 訂正後本文, 訂正方法は下記の要領で記す。

原文 (→訂正方法 訂正後本文) 国会本丁数行数・版本相当箇所丁数行数

- ・訂正後の記述が版本と一致する場合は, 特に注記しない。
- ・単なる書き間違いを訂正したと見られる箇所はあげない。
- ・加筆訂正部分にさらに訂正が加えられた場合は, 最終的な訂正本文を採用する。
- ・そのほか, 特記すべき事項は, 適宜付記する。

b 版本との校異 (a 以外)

- ・漢字表記と仮名表記 (思・おもふ, 云ふ・いふ等), 字体, ルビの有無, 圈点の有無等のみが相違する箇所はあげない。

- ・国会本本文, 版本本文は下記の要領で記す。

国会本本文 (版本→版本本文) 国会本丁数行数・版本丁数行数

- ・そのほか, 特記すべき事項は適宜付記する。

a 加筆訂正箇所

一之巻

◆古記どもの總論

1 かしこのに似たる國史と立むために, 書紀をば (→訂正 ぞ) 撰しめ賜へるなるべし (→訂正 りけむ) 3オ3・3オ3

2 すべて意も事も, 言によりて○ (→貼紙等 を以て傳る) ものなれば, 書はその記せる○語 (→貼紙等 言辞) ぞ主には有ける 7オ1・7オ1

◆書紀の論ひ

3 高御産巢日神神 (→貼紙等 神) 産巢日神の 12ウ4・12ウ4

4 天地はたゞ天地, 男女はたゞ男女, 日月はたゞ日月 (→削除), 水火はたゞ水火にて 13ウ7・13ウ7

5 故 (→加筆 これも), 此記に給<sub>ニ</sub>比々羅木之八尋<sub>ヲ</sub>矛<sub>ノ</sub>とあるぞ 18オ3・18オ2

6 南向議<sub>ニ</sub>者<sub>ヲ</sub>再<sub>テ</sub>とあり (→訂正 る) 18オ9・18オ9



- 7 漢籍にあるをそのままに取れたるを (→訂正 るなり、抑) かく人の事態まで  
18ウ1・18ウ1
- 8 然れば全く古言古意に訓べく (→訂正 訓むとなら) ば  
19ウ9・19ウ9

◆舊事紀といふ書の論

- 9 又此記の今本、誤字多きに、彼紀には、いまだ誤らざりし本 (→貼紙等 本)  
より取れるが  
21ウ8・21ウ8<sup>37)</sup>

◆諸本又注釋の事

- 10 此記、今世に流布れる本 (→貼紙等 本) 二あり、其一は、寛永のころ板に彫れる本にて、字の脱たる誤れるなどいと多く、又訓も誤れる字のまゝに附たる所は、さらにもいはず、さらぬ所も、凡ていとわろし、今一は、其後に伊勢の神官なる、度會延佳てふ人の、古本など校て、改正して彫せたるなり、此はかの脱たる字をも誤れるをも、大かた直して、訓もことわり聞ゆるさまに附たり、されど又まゝには、己がさかしらをも加へたと見えて、中々にわろくなれることも多し (→貼紙等 て、字をも改めつと見えて、中々なることもあり)、此人すべて古語をしらず、たゞ事の趣のみ、一わたり思ひて、訓れば、(→加筆 其訓) は、言も意も、いたく古にたがひて、後世なると漢なるとのみなり、されば其訓は (→削除) さらに用ふべきにあらず、かくて右の二のほかに (→貼紙等 をき)、古本はいとまれらにて、今はいとと得がたきを、己さきからくして一部得て見つるに、誤はなほいと多になむ有ける、近きころ又、(→付箋 かの延佳が、はじめに異本どもを比較て、これもかれも書入たる本を写したる本、又 京の村井氏 (→加筆 [敬義]) が所蔵の一の (→訂正 古き) 本をも見るに、此 (→加筆 ら) はた殊なることもなくて、(→加筆 誤のみ多く、村井がは)、大かた舊き印本 (→貼紙等 本) にぞ近かりける、(→付箋 其後又、尾張國名兒屋なる真福寺といふ寺 [俗に大洲の観音といふ、]) に、昔より傳へ藏る本を写せるを見るに、こは餘の本どもとは異なる、めづらしき事もりをりあるを、字の脱たる誤れるなどは、殊にしげくぞある、かゝればなほ今世には、誤なき古本は、在がたきなりけり、されど今 (→貼紙等 右) の本ども、これかれ得失ことは互にありて、見合すれば、益となること多かりかし (版本→多し)  
23オ5・23オ5

- 11 また古事記釋註曰云々とあるは、むかし釋註といふもの有しにこそ、そは誰作れりしか、其名だに他には見えず、まして今は聞えぬ物なり、又 (→削除) 或偽書に、此記の註とて、名を作りて、引たることあれど、そらごとなれば、いふにたらず (→大字から小字に訂正)  
24オ4・24オ9

◆文體の事

- 12 されどそ (→付箋 の書籍てふ物は、みな) は (→削除) 異國の語にして、此

- 間の語とは、用格もなにも、甚く異なれば、(→加筆 その語を借て、此間の事を記すに)、全く此間の語のまゝには、書取がたかりし 25オ10・25ウ5
- 13 今京になりて、平假名で(→訂正 とい) ふもの出来ての後に 25ウ7・26オ3
- 14 故(→加筆 大躰は) 漢文(→加筆 のさま) なりとはいへ(→訂正 なれ) ども、(→加筆 又) ひたふるの漢文には(→訂正 も) あらず 27オ10・27ウ6
- 15 二には正字、こは阿米を天、都知を地と書類にて、字の義、言の意に相當て、正しきなり、[但し天は阿麻とも曾良とも訓べく、地は久尔とも登許呂とも訓べきが故に、言の定まらざることあり、故假字書の正しきには及ばず、されど又、言の意を具へたるは、假字書にまさり、](→付箋 其中に、股に俣と書、[こは漢國籍になき文字なり、] 橋に椅字を用ひ、[こは橋の義なき字なり、] 蜈蚣を呉公と作る[こは偏を省ける例なり、] たぐひは、正字ながら別なるものにして、又各一種なり、[其由どもは各其處々にいふべし、]) 三には借字、こは字の義を取らず、たゞ其訓を、異意に借て書えいふ 28ウ6・29オ2

◆假字の事

- 16 [ア] 阿 [○延佳本又一本に、白禰原宮段に、ア 亜といふ假字あれども、誤字と見ゆ、其由彼處に辨べし](→削除)(→付箋 [ア] 阿 此外に、延佳本又一本に、白禰原宮段に、ア 亜といふ假字あれども、誤字と見えたり、其由は彼處に辨べし) 29ウ2・30オ1
- 17 [イ] (→貼紙等 [エ] 延愛 此中に、イ 字は、上卷に愛(→貼紙等 愛) 袁登古愛(→貼紙等 愛) 袁登賣、また神名愛(→貼紙等 愛) 比賣などのみなり 29ウ6・30オ6
- 18 [オ] 淤意於隱(→貼紙等 隱) 此中(→訂正 外) に、於字は(→削除) 下卷高津宮段歌に、於志豆流と、たゞあるのみなり、若くは淤の誤か(→訂正 於字あれども、一本に淤とあれば、後の誤なり) 29ウ8・30オ8

※ 「淤字諸本に、於と作るは誤なり、記中には、於は、假字に用ひたる例なし、今は眞福寺本に依れり」(『古事記伝』卷35)<sup>38)</sup>

- 19 [カ] 加迦訶甲可 [濁音] 賀何我(略) 可字は、中卷輕嶋宮段大御歌に、阿可良氣美とあるのみなり、[下卷朝倉宮段歌に、延佳本に、可豆良とあるは、ひがことなり、](→付箋 賀字は、清濁に通はし用ふといふ人もあれど、然らず、必濁音なり、[記中の歌に、此字の見たる、おほよそ百三十あまりなる中に、必清音なるべきところは、たゞ五のみにして、其餘百二十あまりは、ことごとく濁音の處なればなり、]) 何字は、上卷歌に、和何と三、また岐美何ともあるのみなり 30オ1・30ウ1

- 20 [キ] 伎紀貴幾吉 [清濁通用] 岐 [濁音] 藝疑棄(→訂正 棄) 此中に、伎字

- と岐字との間に、疑はしきことあり、上卷の初つかたしばしがほどは、清音には伎字を用ひ、岐字は濁音にのみ用ひて、清濁分れたるに、後は清濁共に岐をのみ用ひて、伎を用ひたるはたゞ、(→加筆 上卷八千矛神御哥に、伎許志豆また那伎、[鳴也]) 中卷白檮原宮段に、伊須々岐伎、輕嶋宮段に迦豆伎、下卷高津宮段に、伊波迦伎加泥豆、朝倉宮段に由々斯伎、これらのみなり、抑記中凡て一假字を、清濁に兼用ひたる例なきをもて思に、本は清音の處は、終までみな伎字なりけむを、字形の似たるから、後に誤て、みな岐に混れつるにやあらむ、[又濁音に(→貼紙等 伊邪那) 岐命の岐字を、伎と作る處もある(版本→り)、是はたまぎれつるなり、](→加筆 されど今は定めがたければ、姑く岐をば清濁通用とあげつ) 貴字は、神名阿遲志貴のみなり、[此(→貼紙等 歌)にも此字を書り、] 30オ7・30ウ9
- 21 棄(→訂正 棄)字は、上卷に奴棄(→訂正 棄)字とあるのみなり、[同じつゞきに此言の今一あるには、奴岐と書り] 30ウ10・31ウ4
- 22 𠄎(→貼紙等 𠄎) 氣祁 [濁音] 宜下牙 31オ3・31ウ7
- 23 其字は、上卷歌に只一あるのみなり、[その同言の、前後に多くあるは、みな根基字を書たれば、是はたその字の誤にもや(→貼紙等 こそ)あらむ(→貼紙等 め)] 31ウ4・32オ8
- 24 𠄎 須洲州周 [濁音] 受(略) [堅洲國(→訂正 國) 羽洲海などの洲は、訓を用ひたるなれば、假字の例にあらず、](略) さて右の字どもの外に、中卷水垣宮段歌に、素字一あれども、誤ならむか疑はし(→訂正 そは衰字の誤なり、) 32ウ2・33オ6
- 25 𠄎 曾蘇宗 [濁音] 叙 此中に、(→付箋 曾字は、なべては清音にのみ用ひたるに、辞のゾの濁音には、あまねく此字を用ひたり、[書紀万葉なども同じ、] 故もしくは辞のゾも、古は清て云るかとも思へども、中卷輕嶋宮段哥には、三處まで叙字をも用ひ、又某ゾといひとちむるゾにも、多くは叙を用ひたれば、清音にあらず、然るにそのいひとちむるところのゾにも、一二曾を書る處もあり、然れば此字、清濁に通はし用ひたるかとも思へど、記中にさる例もなく、又辞のゾをおきて、他に濁音に用ひたる處なければ、今は清音と定めつ、そもそも此字、辞のゾにのみ濁音に用ひたること、猶よく考ふべし。) 宗字は、姓阿宗宗實のみなり 32ウ9・33ウ3
- 26 𠄎 幣閉平 [濁音] 辨倍 此中に、平字は、地名平群のみなり、さて幣字は、弊字に作る處もあり、其は誤とすべし、其説全く上の基と基との如し、(→付箋 辨字は、弁とも作る處あるは、同じこと、心得て写誤れるなり、[こは釋を尺、慧を恵と書類にて、畫の多き字をば、音の通ふ字の、畫少く書易きを借て書例ありて、辨をもつねに弁と書ならへる故に、たゞ同じこと、心得たるものなり、別に此

字をも用ひたるにはあらず、これは假字なれば、もとより別に弁字とせむも、事もなけれど、なほ然にはあらず])

34ウ5・35ウ9

※ 34ウには、もう一つ付箋があり、「弁字コト契沖云ムカシハ畫ナト多キ字ヲハ和漢トモニ音通フ字ノヤスキヲカリテ用タリ内典外典トモニ釋尺字慧ニ惠字ヲカリテカクカ如シ弁辨ニカレル也」と記される。ただし、この付箋の書き入れ位置の指示は無く、また、版本にもこの付箋の内容は見当たらない。

27 上件の外に、記記遊(→訂正 遊) 劔梯之天未末且徴彼衣召此忌計酒河被友申祀表存在又、これらを假字に書る本(→訂正 本)あり、みな写し誤れるものなり

36ウ3・37ウ10

28 其はみな恒に口ににいふ語の音に、おのづから差別ありけ〇から、物に書にも(→貼紙等 差別ありけるから、物に書にも、おのづから)その假字の差別は有けるなり

36ウ9・38オ6

29 [然れども、當時既く人の語音別らず、又古書にも依らずて、心もて定められつる故に、(→加筆 その假字づかひは、)古のさだまりとは、いたく異なり]

37オ6・38ウ3

30 かくて其正しき書どもの中に、此記と書紀と萬葉集とは、殊に正しきを、其中にも、此記は又殊に正しきなり、いでそのさまを委曲に云むには、まづ續紀より以来の書どもの假字は、清濁分れず、(→加筆 [濁音の所に、清音假字を用ひたるのみならず、清音に濁音字をもまじへ用ひたり、])又音と訓とを雜へ用ひたるを、此記書紀萬葉は清濁を分てり、(→付箋 [此記及書紀萬葉の假字、清濁を分てるにつきて、なほ人の疑ふことあり、今つばらかに辨へむ、そはまづ後世には濁る言を、古は清ていへるも多しと見えて、山の枕詞のあしひき、又官人などの七、嶋つ鳥家つ鳥などのトのたぐひ、古書どもには、いづれもいづれも清音の假字のみ用ひて、濁音なるはなし、なほ此類多し、又後世には清む言に、濁音の假字をのみ用ひたるも多し、これらは、假字づかひのみだりなるにはあらず、古と後世と、言の清濁の變れるなれば、今の心を以て、ゆくりなく疑ふべきにあらず、又そのほかに、言の首など、決めて清音なるべき處にも、濁音の假字を用ひたることも、いとまれまれにはあるは、おのづからとりはづして、誤れるもあるか、又後に写し誤れるもあるべし、されど此記には、殊に此違ひはいとまれにして、惣ての中に、わづかに二十ばかりならでは見えざる、其中に十ばかりは、婆字なるを、その八は、一本には波と作れば、のこり二三の婆も、もとは波なりしことしられたり、然れば、記中にまさしく清濁の違へりを見ゆるは、たゞ十ばかりには過ぎずして、其餘幾百かある清濁は、みな正しく分れたるものを、いとまれなる方になづみて、なべてを疑ふべきことかは、さて書紀は、此記に比ぶれば、清濁の違へることいと多し、こ

はいといふかしきことなり、然れども又、全くこれを分たず、<sup>ワカ</sup>用ひたるものには  
 はず、<sup>スベ</sup>凡ては正しく分れたれば、かの後の全く<sup>マヅヘモチ</sup>混用ひたる書どものなみには  
 はず、さて又万葉は、此記に比ぶれば、違へるところもや、多けれども、書紀に  
 比ぶれば、<sup>クラ</sup>違ひはいと少くして、すべて清濁正しく用ひ分たるさまなり、これらの  
 差別は、その用ひたる假字どもを、一毎にあまねく考へ合せて、<sup>ワケ</sup>知べきことなり、  
 たゞ<sup>オホ</sup>大よそに見ては、くはしき事は、<sup>ツツト</sup>知がたかるべきものぞ、] 其中に萬葉の假  
 字は、音訓まじはれるを、[但し萬葉の書法は、まさしき假字の例には云がたき事  
 あり、なほ種々あやしき書ざま多ければなり、] 此記と書紀とは、音のみを取て、  
 訓を用ひたるは一もなし、これぞ正しき假字なりける 37ウ1・38ウ8

- 31 [そは<sup>アイ</sup>愛を<sup>イ</sup> (→貼紙等 <sup>エ</sup>) に、<sup>マヅイ</sup>賣米を<sup>メ</sup>に用ると同格なり] 38オ5・40オ7
- 32 開階<sup>カイカイ</sup>を<sup>ケ</sup> (→貼紙等 <sup>ケ</sup>) に<sup>サイ</sup>細を<sup>セ</sup>に 38オ6・40オ7
- 33 モには<sup>モ</sup>毛母を<sup>モ</sup>普く用ひたる中に、<sup>イモ</sup>妹 (→加筆 <sup>モウクモ</sup>百雲など) の<sup>モ</sup>モには<sup>モ</sup>毛をのみ書  
 て、<sup>モ</sup>母をかゝず、<sup>ヒ</sup>ヒには、<sup>ヒ</sup>比肥を<sup>ヒ</sup>普く用ひたる中に、<sup>ヒ</sup>火には<sup>ヒ</sup>肥をのみ書て、<sup>ヒ</sup>比を  
 かゝず、(→加筆 <sup>オヒ</sup>生の<sup>ヒ</sup>ヒには、<sup>ヒ</sup>斐をのみ書て、<sup>ヒ</sup>比肥をかゝず、) <sup>ビ</sup>ビには、<sup>ビ</sup>備毘を用  
 ひたる中に、<sup>ヒコヒメ</sup>彦姫の<sup>ヒ</sup>ヒの濁には、<sup>ビ</sup>毘をのみ書て、<sup>ビ</sup>備を書ず、<sup>ケ</sup>ケ (→貼紙等 <sup>ケ</sup>) に  
 は、<sup>ケ</sup>氣<sup>ケ</sup>祁を用ひたる中に、<sup>ワケ</sup>別の<sup>ケ</sup>ケ (→訂正 <sup>ケ</sup>) には、<sup>ケ</sup>氣をのみ書て、<sup>ケ</sup>祁を書ず、  
<sup>ゴトバ</sup>辞の<sup>ケ</sup>ケ (→訂正 <sup>ケ</sup>) <sup>リ</sup>りの<sup>ケ</sup>ケ (→訂正 <sup>ケ</sup>) には、<sup>ケ</sup>祁をのみ書て、<sup>ケ</sup>氣をかゝず、<sup>ギ</sup>ギ  
 には、<sup>ギ</sup>藝を<sup>ギ</sup>普く用ひたるに、<sup>スギネギ</sup>過禱の<sup>ギ</sup>ギには、<sup>ギ</sup>疑字をのみ書て、<sup>ギ</sup>藝を書ず、(→加筆  
<sup>ソ</sup>ソには、<sup>ソ</sup>曾蘇を用ひたる中に、<sup>ソ</sup>虚空の<sup>ソ</sup>ソには、<sup>ソ</sup>蘇をのみ書て、<sup>ソ</sup>曾をかゝず、<sup>ヨ</sup>ヨに  
 は、<sup>ヨ</sup>余<sup>ヨ</sup>典<sup>ヨ</sup>用を用ひたる中に、<sup>ヨ</sup>自の<sup>ヨ</sup>意の<sup>ヨ</sup>ヨには、<sup>ヨ</sup>用をのみ書て、<sup>ヨ</sup>余<sup>ヨ</sup>典をかゝず、) <sup>ヌ</sup>ヌ  
 には、<sup>ヌ</sup>奴<sup>ヌ</sup>怒を<sup>ヌ</sup>普く用ひたる中に、<sup>ヌ</sup>野<sup>ヌ</sup>角<sup>ヌ</sup>忍<sup>ヌ</sup>篠<sup>ヌ</sup>樂<sup>ヌ</sup>など、<sup>ヌ</sup>後世は<sup>ヌ</sup>ノといふ<sup>ヌ</sup>ヌには、<sup>ヌ</sup>怒を  
 のみ書て、<sup>ヌ</sup>奴をかゝず、<sup>ヌ</sup>右は<sup>ヌ</sup>記中に<sup>ヌ</sup>同言の<sup>ヌ</sup>數<sup>ヌ</sup>處に出たるを<sup>ヌ</sup>験て、<sup>ヌ</sup>此<sup>ヌ</sup>彼<sup>ヌ</sup>拳<sup>ヌ</sup>たるのみ  
 なり、<sup>ヌ</sup>此<sup>ヌ</sup>類の<sup>ヌ</sup>定<sup>ヌ</sup>まり、<sup>ヌ</sup>なほ<sup>ヌ</sup>餘にも<sup>ヌ</sup>多<sup>ヌ</sup>かり、<sup>ヌ</sup>此<sup>ヌ</sup>は<sup>ヌ</sup>此<sup>ヌ</sup>記のみならず、<sup>ヌ</sup>書<sup>ヌ</sup>紀<sup>ヌ</sup>萬<sup>ヌ</sup>葉<sup>ヌ</sup>などの<sup>ヌ</sup>假  
 字にも、<sup>ヌ</sup>此<sup>ヌ</sup>定<sup>ヌ</sup>まり<sup>ヌ</sup>ほの<sup>ヌ</sup>ぼの<sup>ヌ</sup>見<sup>ヌ</sup>え<sup>ヌ</sup>た<sup>ヌ</sup>れ<sup>ヌ</sup>ど、<sup>ヌ</sup>其<sup>ヌ</sup>は<sup>ヌ</sup>い<sup>ヌ</sup>ま<sup>ヌ</sup>だ<sup>ヌ</sup>え<sup>ヌ</sup>よ<sup>ヌ</sup>く<sup>ヌ</sup>も (→貼紙等 <sup>ヌ</sup>遍<sup>ヌ</sup>くも  
 え) <sup>ヌ</sup>験<sup>ヌ</sup>ず、<sup>ヌ</sup>なほ<sup>ヌ</sup>こ<sup>ヌ</sup>ま<sup>ヌ</sup>か<sup>ヌ</sup>に<sup>ヌ</sup>考<sup>ヌ</sup>ふ<sup>ヌ</sup>べ<sup>ヌ</sup>き<sup>ヌ</sup>こ<sup>ヌ</sup>と<sup>ヌ</sup>なり 39オ9・41ウ2
- 34 <sup>ウ</sup>ウ 兔 (→訂正 <sup>ウ</sup>蒐) <sup>イ</sup>イ (→貼紙等 <sup>エ</sup>) 江枝 40ウ7・43オ2
- 35 <sup>フリ</sup>フリ (→貼紙等 <sup>ル</sup>) 振 41ウ9・44オ4
- 36 <sup>ワケ</sup>ワケ (→貼紙等 <sup>ケ</sup>) 別 41ウ10・44オ5

◆古言の聲の上り下りの事

37 ○古言の聲の上り下りの事<sup>フルコト</sup>神御名などの内に、<sup>チヒサ カキソヘ</sup>上字を<sup>チヒサ</sup>小く<sup>カキソヘ</sup>書添<sup>チヒサ</sup>たる<sup>カキソヘ</sup>處々ある  
 は (略) 後世人たゞよしなき漢意の理をのみさだして、語をばおほろかにして、  
 心をつけむものとも思ひたらぬは、いかにぞや 42オ4~44オ10

※ 42オ上部余白に「此一條八五十三丁ウラ附紙ノ末ニ書ベシ四十四丁オいかに  
 ぞやマデ也」と朱書あり。原文では「假字の事」の項 (29オ10~42オ3) に引

き続いて「○古言の聲の上り下りの事」の項(42オ4~44オ10)が立てられて

いたが、同項の記述は「○訓法の事」の末尾(本文紹介46参照)に移される。

- 38 又山津(→訂正 津)見てふ神名、つゞきて多く出たる所に、大山[上]津(→訂正 津)見、奥山[上]津(→訂正 津)見などは、聲を付け、淤濛山津(→訂正 津)見、閻山津(→訂正 津)見などは附ず 43ウ9・56ウ9

◆訓法の事

- 39 萬事を漢文に書傳ふる(→削除)としては 45オ4・45オ2
- 40 後世は只漢籍(→貼紙等 漢籍)にのみ眼なれ其讀にのみ耳(→加筆 馴)たる癖の著ては 47オ8・47オ6
- 41 たゞ古を記せる語の外には、何の隠れたる意(→加筆 を)も理(→加筆 を)もあることに(→訂正 こめたるものに)あらず 48オ2・47ウ10
- 42 これらぞ連きまも何も、(→加筆 大方)此方の語のまゝなれば 48ウ8・48ウ6
- 43 次に宣命詞は、那良の朝廷のなれば、既く漢文のふりも(→訂正 なる)處○(→訂正 も、往々は)まじれり 49ウ2・49オ10
- 44 大かた那良よりあなたのをば、古語と定むべし、今京になりてこなたは、すべてのいひまも、古と變りたることおほく、或は音便によりて、類れたる言も多し、[音便の言は、凡て古書の訓には用ふまじきことなり、(→加筆 大御神をおほんがみ臣をおんと讀たぐひこれなり、)書紀の訓には、(→加筆 かくさまの)音便の言おほし、○古今集を始めて、物語文などのたぐひは、中古の雅言なり、伊勢源氏その(版本→この)餘も物語は、本より假字もて書たる物なる故に、返て古書よりは、語つきに漢氣のまじらずて、まされることあり、さるは漢文より出たる語も多く字音の言もおほかれども、それながらに皇國語のふりにかければ、漢ならざるなり、なほ中古の文の事も、別に委き論あり、](→付箋 但し古と後世と、もろもろの言ことごとく異なるものにもあらず、中には神代も中古も今世も、全同くて、かはらぬ言も亦多かれば、其は必しも後世のいひまに同じとて、避べきにあらず、[然るに後世の言と同じきをば嫌ひて、ことさらに曲て古めかさむとするとき、中々に強事になりて、正しからざることおほし、近きころ古学するともがら、凡てなだらかに耳なれたる言をば、みな後世のさまと心得て、必めづらしく聞なれぬさまなるをのみ古言とするは、ひがことなり、])さて又古書の中に、いかに考へても、真の古言に訓がたきことあり 50ウ2・50ウ1
- 45 [ゆくりなく本(→貼紙等 本)の乱れ誤れる物と] 52オ6・52ウ1
- 46 然るに今又此記の訓を求むるに、返りて又書紀の訓を取べきことも多し、其は此記に漢文にのみ書て、假字書などにしたる處なくて、漏たる古語の、たまたま彼紀の訓にのこれることもあればなり、古書(→貼紙等 此記)を訓べきことらばへ、

大概上件の如し、なほ其處々にもいふべし、(→付箋 ○凡て言は、互尔袁波を以て連接するものにして、その互尔袁波によりて、言連接のさまさまの意も、こまかに分るゝわがなり、かくて是を用るさま、上下相協ひて嚴なる格まりしあれば、今古記を古語に訓むにも、これをよく考へて、正しくすべきなり、[然るに漢文には助字こそあれ、互尔袁波にあたる物はなし、助字はたゞ語を助くるのみにして、互尔袁波の如く、こまかに意を分つまでには及ばぬものなり、故助字はなくても、文意は聞ゆるなり、さて古記はみな漢文なれば、其を訓に、互尔袁波は、訓者の心もて定むるわがなるを、近世には、をさをさ其格まりを明らかに識れる人なくして、誤ること常多し、抑漢文の意をだにも得てよめば、其訓語も、意はいとしも違はざれども、互尔袁波のとゝのひの違へらむは、雅語にはあらずかし、] その格どもをいはむには、種種のこと有て、甚々長ければ、たやすくこれにはつくし難し、故此は別に委曲しるせる物あるなり<sup>40)</sup>○假字の清濁の事、上に云る如く、此記また書紀万葉は、分て用ひたる中に、此記は殊に正しければ、嚴にその清濁を守りて讀べし、一といへども、私に輒く變讀べきにあらず、古と後世とは、清濁のかはれる言も多ければ、今世の言の例にはかゝはりがたければなり、[宮人里人の如き、宮人の比には、古書の假字何れもみな、清音の比をのみ書き、里人の比には、濁音の比をのみ書り、然るを此類、凡て連言の下の言の頭は、皆濁る例と心得るがごときは、ひがことなり、其言によりて、清濁定まらざること、右のごとし、大方近きころ古学の徒、殊に濁音を好みて、濁るまじき言をも、多く濁るを古言のごと思ふめるは、ひがことなり、たゞ古書の假字づかひをよく考合せて、よむべきわがざかし]<sup>41)</sup>○古言の声の上り下りの事、神の御名などの——いかにぞや<sup>42)</sup>○いはゆる助字の類記 中用ひざま種々あり

- 53ウ5・53ウ9
- 47 之 (略) 大凡用言 (→訂正 用言) に属たるは (略) 體言 (→訂正 體言) に属たるは必讀べし (略) また云字と互に写し誤れる處多し、詔云とも詔之ともあ (→貼紙等 之を詔云とも作け) る類なり、こは何れにても、古語の方にあづからざれば、訓ぬ例なり 54オ7・57ウ9
- 48 歟 よのつねの如く、疑ひたる處にも用ひ、また只馬 (→訂正 焉) 字など、同じさまの助字にも置たり、書紀にも然例あり 55ウ7・59オ9
- 49 焉 (→訂正 焉) たゞ漢文の方の助字なり 55ウ9・59ウ1
- 50 愛友故弔来耳、こは 愛友那礼婆 (→削除) 許曾弔来都礼と訓べし (→加筆 [那礼許曾は、那礼婆許曾といふ意なり]) 起-邪心-之表耳 60オ1・63ウ3
- 51 此記なる且字は、たゞ又字書ると同じことぞ、と意得るばかりぞ、(→加筆 但 し麻豆と訓べき處二あり、[其由は其處に云べし] 及) 61ウ6・65オ8
- 52 雖 (略) [凡て古言に、伊布といふ辞を添ていへる例多し、後世の言にもある

ことなり、いかなることぞ (→貼紙等 有ラざることなし) といふべきを、なにといふことぞ (→貼紙等 有ラずといふこと無) といふ類ひ是なり] 62ウ6・66オ9

53 各ヨソ つねの如く滌オノ々能オノ々、(→加筆 また滌能母滌能母), とし (→貼紙等 訓) できき處もあり 64オ3・67ウ6

54 詔云 (→貼紙等 之) 告云 (→貼紙等 之) 告言 (→貼紙等 白之) (→加筆 [これらの之字を、延佳本にはみな云と作り, それもさることなれども、諸本ともにみな之とある故に、今は其によれり,]) 白云 (→貼紙等 告言) 白言 問曰

答曰 答詔 答告 答言 答白 誨告 誨曰 議云 議白 凡てかゝるたぐひ、字のまゝに尋常の如く訓むは、古語のさまにあらず、詔云 (→貼紙等 之) 告云 (→貼紙等 之) などは、續紀宣命に、詔賜都良久云々、勅豆良久云々、などあるに依て訓べく、白云 (→貼紙等 之) 白言などは、上卷に白都良久云々、とあるに依て訓べく、(略) 又都良久祁良久と云て、煩はしからむ處などは、詔云 (→貼紙等 之) などは、能理多麻波久、白言などは、麻袁佐久と訓まむも宜し、(略) さて又右の字ども何れも何れも、其下なる語の短きなどは、下より回<sup>カヘ</sup>りて、詔云 (→貼紙等 之) は云云登詔多麻布、問曰は云々登問、などとも訓べし、左右に其處の勢セによるべきなり<sup>43)</sup> ○凡て詔云々曰云々白云々などある文を訓には先初に 詔曰白とよみてきて (→訂正 その) 云々の語の終に 66オ9・70オ2<sup>44)</sup>

55 (付箋 此所此本ニ紙ヲ明ケタルハワロシ直毘靈ヲモ板下本ニハ上ノ文ノツヅキノマ、ニ行ヲ明ケズシテ上ノ次ノ行ヘ書ツクヘシ) 68ウ (半丁白紙)

◆直毘靈

56 直ナホ毘ビノ靈ミタマ (→貼紙等 直) 毘靈<sup>45)</sup> 69オ1・72オ7

57 皇大御國は、掛まくも可畏き神祖 (→訂正 御祖) 天照大御神の 69オ2・72オ8

58 此大御神の大御徳かぶオホぶ (→貼紙等 ぶ) らぬ國なし 69オ5・72ウ1

59 神ながら安國 (→貼紙等 國) と、平けく 70ウ5・74オ1

60 かれ現御神と大八洲國 (→貼紙等 國) しろしめす 71オ3・74オ9

61 難波の長柄宮、淡海 (→貼紙等 淡海) の大津宮のほどに至りて 76ウ6・80オ2

62 いかなる天のひがこゝろぞ、いとといふ (→貼紙等 ぶ) かし 79オ6・82ウ2

63 國を奪ひて天下 (→貼紙等 命) ぞといふをば 79ウ6・83オ2

64 後世の王莽曹操がともから (→訂正 たぐひ) も 80オ4・83オ10

65 善くもませ (→貼紙等 坐むも) 悪くも坐せ (→貼紙等 坐むも) 81ウ9・85オ5

66 天津日神のおほみうつくしみを蒙 (→貼紙等 蒙) らむ者は 83オ6・86ウ2

67 あめつちのむた、(→加筆 常磐に堅磐に) 動く世なきぞ 83オ9・86ウ5

※ 版本は「ときはにかきはに」

68 世中にあらゆる事も何 (→貼紙等 物) も 84ウ4・88オ2



69. さまざまアゲツツロヒ議論 (→貼紙等 アゲツツロヒ議論) あり

91ウ9・95オ8

二之卷

◆古事記上巻 [并序]

70 さて (→加筆 かく) いへること、必しも上スにアゲ挙たる事ども 7オ2・7オ2

71 勅語は、天皇の大御口づから詔ツクひ属スなり、(→付箋 ツカサビト [有司ウシをして傳ツラへ宣ノしめ、  
又は書カキにかけるとをも、たゞ勅ツクとはいへども、そは勅語ツクゴとはいはず、]) コかくて此  
はなは殊なる意も有ルべきか 12ウ7・12ウ7

72 [ゆめ今 (→加筆 せ) にある舊事紀のこと、な思ひまがへそ] 13オ5・13オ6

73 カシコ可畏くも大御親 オホミツツカラエラ撰ツクびたまひ定め賜サダひ、誦ヨミたまひ唱トナへ (→加筆 賜へ) る古語に  
しあれば 16オ9・16オ10

74 因ツ訓述ニとは、字の訓を取用ひて古語を記せるをいふ、(→付箋 いはゆる眞字マコト  
なり、) 詞は、その因ツ訓述ニたる文なり、心は古語の意なり 18オ1・18オ2

75 [又日子ヒ日女メに彦媛 (→貼紙等 姫) 字を書も] 21ウ4・21ウ6

◆大御代之繼繼御世御世之御子御子

76 大御代之繼繼御世御世之御子御子 (→貼紙等 大御代之繼繼御世御世之御子  
子) 等<sup>46)</sup> 25オ1・25オ1

77 御母書紀日活目天皇七 (→加筆 世) 孫 54ウ9・54ウ9

b 版本との校異

一之卷

◆古記どもの總論

78 イニシヘブミ古記どものスベテノサダメ總論<sup>47)</sup> (版本→イニシヘブミドモノスベテノサダメ古記典等總論) 1オ3・1オ3

◆書紀の論ひ

79 上代の (→加筆 卷々なる) は、多くは皆 (版本→なし) カザリ潤色ハに加へられたる物  
と見えたり 15オ10・15オ10

80 人の禍ワザハヒ 福 (版本→福) も何も世中の事はみなその所シヨザ為 (→訂正 命 版本→  
為) とするは 16ウ2・16ウ1

◆舊事紀といふ書の論

81 さらにかの聖シヤウタクノミ 徳太子命コノミコトの撰エラび坐マン (版本→給) し 20ウ4・20ウ4

◆文體の事

82 中古 (版本→中昔) の物語文などの如く 24ウ1・24ウ6

◆假字の事

83 太字は、下巻列木宮段に、品<sup>ホムダ</sup>木<sup>キ</sup>天<sup>テン</sup>皇<sup>スミ</sup>とあり、[此御名、餘<sup>ホカ</sup>は皆品陀とかけり、]又朝倉宮段歌に、(版本→延佳本に)太<sup>タ</sup>陀<sup>ダ</sup>理<sup>リ</sup> [線<sup>セン</sup>柱<sup>チュウ</sup>なり]とあり、是<sup>シ</sup>によらば、此<sup>コノ</sup>字<sup>ジ</sup>清音<sup>セイオン</sup>かの疑<sup>ウタガハシ</sup>もあれど、書紀にも万葉にも濁音<sup>ニクオン</sup>に用ひ、右<sup>ミダ</sup>の品<sup>ホム</sup>木<sup>キ</sup>も必濁<sup>カナラシ</sup>る處<sup>トコロ</sup>なり(版本→とあるは、さかしらに改めたるものにしてひがことなり、諸<sup>モロ</sup>本<sup>ホン</sup>みな本<sup>ホン</sup>陀<sup>ダ</sup>理<sup>リ</sup>とあるぞよろしき、) [なほこの太<sup>タ</sup>陀<sup>ダ</sup>理<sup>リ</sup>の事<sup>コト</sup>は疑<sup>ウタガハシ</sup>あり彼<sup>カノ</sup>哥<sup>カ</sup>の下<sup>ノ</sup>に委<sup>マカ</sup>く論<sup>ロン</sup>ふべし(版本→彼<sup>カノ</sup>哥<sup>カ</sup>の<sup>トコロ</sup>下<sup>ノ</sup>に委<sup>マカ</sup>しく論<sup>ロン</sup>ふ)、] 中<sup>ナカ</sup>巻<sup>マキ</sup>に(版本→また中<sup>ナカ</sup>巻<sup>マキ</sup>にも)阿<sup>ア</sup>太<sup>タ</sup>之<sup>ノ</sup>別<sup>ワケ</sup>といふ姓<sup>セイ</sup>あり、其<sup>ソノ</sup>は本<sup>ホン</sup>字<sup>ジ</sup>の誤<sup>アヤマリ</sup>ならむかの疑<sup>ウタガハシ</sup>あるなり 33オ2・34オ6

※ 「本字…今は眞福寺本に依れり」(『古事記伝』卷42)<sup>48)</sup>

84 滕<sup>トウ</sup>字<sup>ジ</sup>は、神<sup>カミ</sup>名<sup>ナ</sup>淤<sup>オ</sup>滕<sup>トウ</sup>山<sup>ヤマ</sup>津<sup>ツ</sup>(版本→津<sup>ツ</sup>) 見<sup>ミ</sup>のみなり 33ウ5・34ウ9

85 此<sup>コノ</sup>中<sup>ナカ</sup>に、彌<sup>ミ</sup>字<sup>ジ</sup>は、神<sup>カミ</sup>名<sup>ナ</sup>弥<sup>ミ</sup>都<sup>ト</sup>波<sup>ハ</sup>能<sup>ネ</sup>賣<sup>メ</sup>弥<sup>ミ</sup>豆<sup>マメ</sup>麻<sup>マ</sup>岐<sup>キ</sup>(版本→岐<sup>キ</sup>) 35オ6・36ウ3

86 [ム]牟<sup>ム</sup>无<sup>ム</sup>模<sup>モ</sup>(版本→武<sup>ブ</sup>) 此<sup>コノ</sup>中<sup>ナカ</sup>に、无<sup>ム</sup>字<sup>ジ</sup>は、國<sup>クニ</sup>名<sup>ナ</sup>无<sup>ム</sup>邪<sup>ジャ</sup>志<sup>シ</sup>のみなり、模<sup>モ</sup>(版本→武<sup>ブ</sup>)字<sup>ジ</sup>は、國<sup>クニ</sup>名<sup>ナ</sup>相<sup>サウ</sup>模<sup>モ</sup>(版本→武<sup>ブ</sup>)のみなり、[延佳本には武<sup>ブ</sup>字<sup>ジ</sup>を書<sup>カ</sup>き、(版本→相<sup>サウ</sup>模<sup>モ</sup>と作<sup>カ</sup>ける本<sup>ホン</sup>もあり、) 歌<sup>ウタ</sup>には牟<sup>ム</sup>字<sup>ジ</sup>を書<sup>カ</sup>き] 35オ10・36ウ7

※ 「相武國、武字諸本に模と作り…今は眞福寺本、延佳本に依れり」(『古事記伝』卷27)<sup>49)</sup>

87 [メ]米<sup>メ</sup>賣<sup>メ</sup>咩<sup>メ</sup> 此<sup>コノ</sup>中<sup>ナカ</sup>に、咩<sup>メ</sup>字<sup>ジ</sup>は、中<sup>ナカ</sup>巻<sup>マキ</sup>輕<sup>ケイ</sup>鳴<sup>メイ</sup>宮<sup>ミヤ</sup>段<sup>ダン</sup>末<sup>マツ</sup>、人<sup>ヒト</sup>名<sup>ナ</sup>當<sup>タウ</sup>摩<sup>マ</sup>(版本→麻<sup>マ</sup>) 之<sup>ノ</sup>咩<sup>メ</sup>斐<sup>ヒ</sup>のみなり<sup>50)</sup> 35ウ2・36ウ9

88 [サヌ]讚<sup>サヌ</sup> 讚<sup>サヌ</sup>岐<sup>キ</sup>(版本→岐<sup>キ</sup>) 40オ10・42ウ5

◆古言の聲の上り下りの事

89 須<sup>ス</sup>比<sup>ヒ</sup>智<sup>チ</sup>(版本→地<sup>ヂ</sup>) 迹<sup>ノ</sup> [去<sup>キ</sup>] 神<sup>カミ</sup><sup>51)</sup> 43ウ4・56ウ5

◆訓法の事

90 迦<sup>カ</sup>々<sup>レ</sup>礼<sup>レ</sup>婆<sup>バ</sup>は如<sup>ク</sup>是<sup>アレ</sup>(版本→此<sup>コノ</sup>) 有<sup>ユ</sup>者<sup>シャ</sup>にて 56オ5・59ウ7

91 此<sup>コノ</sup>方<sup>カタ</sup>の言<sup>コト</sup>にうつして訓<sup>クニ</sup>にはか<sup>ク</sup>く差<sup>サ</sup>別<sup>ベツ</sup>(版本→差<sup>サ</sup>別<sup>ベツ</sup>) あり 61オ8・64ウ10

92 詔<sup>ミコトノコト</sup>云<sup>ハク</sup>、豊<sup>トヨ</sup>葦<sup>アシ</sup>原<sup>ハラ</sup>之<sup>ノ</sup>水<sup>ミヅ</sup>穗<sup>ホ</sup>國<sup>クニ</sup>(版本→水<sup>ミヅ</sup>穗<sup>ホ</sup>國<sup>クニ</sup>) 者<sup>ハ</sup> 67ウ1・71オ5

◆直毘靈

93 佛<sup>ブツ</sup>の道<sup>ミチ</sup>には因<sup>イン</sup>縁<sup>エン</sup>(版本→果<sup>ケ</sup>) とし 78オ7・81ウ3

94 世<sup>ヨノナカ</sup>間<sup>マ</sup>(版本→世<sup>ヨノナカ</sup>中<sup>ナカ</sup>) に生<sup>イク</sup>としいける物 88オ9・91ウ8

## 二之卷

◆古事記上卷 [并序]

95 顯<sup>ウツクシ</sup>國<sup>クニ</sup>(版本→國<sup>クニ</sup>) に回<sup>カヘリ</sup>坐<sup>マ</sup>るを顯<sup>ツ</sup>に出<sup>デ</sup>と云<sup>ハク</sup>るなり、日<sup>ヒ</sup>月<sup>ツキ</sup>云<sup>ハク</sup>々<sup>ハ</sup>は、阿<sup>ア</sup>波<sup>ハ</sup>岐<sup>キ</sup>原<sup>ハラ</sup>(版本→原<sup>ハラ</sup>) に御<sup>ミコト</sup>視<sup>シ</sup>し賜<sup>タマヒ</sup>へる時<sup>トキ</sup>の事<sup>コト</sup>なり 4オ6・4オ6

96 乾<sup>ケン</sup>符<sup>フ</sup>は天<sup>アメ</sup>の吉<sup>キチ</sup>瑞<sup>ズイ</sup>(版本→端<sup>タン</sup>) なり 9ウ7・9ウ7

97 令<sup>ム</sup>誦<sup>ミ</sup>習<sup>ハ</sup>とは、舊<sup>フルキ</sup>記<sup>キ</sup>の本<sup>ホン</sup>(版本→本<sup>ホン</sup>) をはなれて 12ウ8・12ウ9

- 98 [府無<sup>シ</sup>虚(版本→空)月-] 14ウ10・15オ1
- 99 [姑<sup>シバ</sup>かか(版本→彼を)元年として] 15ウ4・15ウ5
- 100 [かくておほ(→貼紙等 ふ 版本→ほ)けなく宣長此傳<sup>アラハ</sup>を著し初<sup>ハジ</sup>むる今の御  
代の明和元年しも] 16ウ9・16ウ10
- 101 [此も連者をノブレバ(版本→ツラヌレバ)と訓て] 18ウ9・19オ1
- 102 [つらつら思ふに、大雀<sup>オホササキ</sup>を舊印本に大鷓鴣<sup>カガ</sup>と作るも、書紀に目なれたる後人のひ  
がことなれば、此尊字も其類にて、書紀なるを見なれて、ふと写し誤れるか、又は  
さかしらに改めつるにもあらむか(版本→眞福寺本には、命字<sup>ナゲ</sup>を作り、これや正し  
からむ)] 21ウ7・21ウ9

◆大御代之繼繼御世御世之御子御子

- 103 [肥國謂速日別日向國謂(版本→建日別日)豊久士比泥別熊曾國謂建日別] 26ウ3・26ウ3
- ※「肥國と云より十三字、今は眞福寺本又一本に依れり」(『古事記伝』卷5)<sup>52)</sup>
- 104 天之久比奢母知(版本→智)神 28オ4・28オ4<sup>53)</sup>
- 105 御母春日之千千速眞若比賣(版本→比賣命) 38ウ3・38ウ3
- 106 若日子建吉備日子命[吉備上(版本→下)道臣笠臣等之祖] 38ウ10・38ウ10
- ※「下道臣、下字諸本に上と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり」(『古事記  
伝』卷21)<sup>54)</sup>
- 107 比婆須比賣命[伊久米天皇之大后]  
眞砥野比賣命  
弟比賣命  
朝廷別王 [三川之穗別之祖]  
右四柱母丹波之河上之摩須郎女  
[美知能宇斯王乃御女たちのこと、處々に出たる、おのおの其御名も數も異<sup>カハリ</sup>  
ありて、前後合ず、右は伊邪河宮段に始て出たるまを舉<sup>アゲ</sup>たり、其異なる御  
名どもをば別に左に舉<sup>アゲ</sup>、なほ委きことは玉垣宮段に論ぶべし](版本→○丹  
波美知能宇斯王之女伊邪河宮段所舉三柱如上也然玉垣宮段舉四女或二女或三  
女而其名亦各有異同不合如書紀即五女而其中亦有異者故玉垣宮段所舉與此異  
其名者今皆別左出焉 ★)
- 沼羽田之入毘賣命[伊久米天皇之妃]  
河邪美能伊理毘賣命[同天皇之妃]  
右玉垣宮段に出たり(版本→なし)  
兄比賣 同段に出たり(版本→なし)  
歌凝比賣命 同段に出たり(版本→なし)

(版本→○右四柱玉垣宮段散出而與伊邪河宮段其名異者也 ★) 42オ5・42オ5

※ 国会本42オには付箋があり、版本★印の記述と同一内容が記される。ただし、この付箋には書き込み位置の指示がない。筆跡も直長とは異なる。

108 [高巢庶(版本→なし) 鹿之別] 44ウ5・44ウ5

※ 「高巢鹿之別、諸本共に、鹿上に庶字あれども、衍と見ゆ、故今は眞福寺本に其字無きに従へり」(『古事記伝』巻24)<sup>55)</sup>

※ [讃岐綾君伊勢之別\_\_\_\_之別\_\_\_\_\_之別等之祖] 48オ5・48オ5

[鎌倉之別小津石代之別\_\_田之別等之祖] 48オ7・48オ7

阿\_知能三腹郎女 49ウ8・49ウ8

以上、4個所(版本,黒刷箇所)は、国会本では空白となっている。

## 注

- 1) 寛政10年(1798)6月17日付荒木田久老宛。『本居宣長稿本全集』第2輯(博文館 大正12)所収、『本居宣長全集』(筑摩書房)第17巻書簡番号606。以下、筑摩書房版『本居宣長全集』は『全集』と略記。
- 2) 『玉勝間』巻2「あがたるのうしの御さとし言」(『全集』第1巻所収)
- 3) 本居大平「御題字能後爾記須詞」(『全集』第9巻所収)ほか。
- 4) 再稿本巻2(版本巻3にあたる)のみ天理図書館蔵。
- 5) 再稿本一上「假字ノ事」では、「オ」「ヲ」をアイウエヲ、ワキエオの順に配列し、上部余白に「エ(エ)ノ下ニ移スベシ」と訂正を書き入れている。一方、国会本では原文段階から、アイウエオ、ワキエヲの順に並び、国会本が再稿本に施された訂正を踏まえて記されたことがわかる。このほか、再稿本一上(「道云事之論」以前)には上部余白、付箋、行間の加筆訂正が41ヶ所あるが、うち34ヶ所は国会本原文に反映される。一下では、13ヶ所のうち12ヶ所が反映される。再稿本の加筆訂正すべてが国会本に反映されるわけではないが、版本に反映されたものは皆、国会本の原文段階から反映されている。これらから、国会本原文は、再稿本に改訂が施された後に記されたと確認できる。再稿本は、本居宣長記念館所蔵自筆稿本の複製(清栄社 昭和55.6)によった(以下同)。
- 6) 松坂本居家、信郷(1827-1900)の印。(『日本古典籍書誌学辞典』岩波書店 平成11.3「本居家」の項 吉田悦之執筆)
- 7) a「国立国会図書館本『古事記傳』一及び二に就きての考察(一)」(『論集上代文学』第8冊 笠間書院 昭和52.11), b「本居宣長の古事記研究」(『古事記研究大系2 古事記の研究史』高科書店 平成11.6)
- 8) ルビ「ノサダメ」は貼紙の上に記される。貼紙の下は判読不能。
- 9) 加筆訂正後の国会本項目のうち、版本と相違するのは「古記どもの總論」<sup>イニシヘフミ</sup>、および「古事記上巻〔并序〕」<sup>スベテノサダメ</sup>にルビがない点のみ。
- 10) 版本巻1から14、18から20は、本居春庭が版下を執筆。
- 11) 本居宣長記念館に残される再稿本(巻3のみ第3次稿本)をみると、巻3(版本巻3にあたる)以下の冊子には、加筆訂正等を行うに際して、大字小字の別の指示、△等の合印を使った書き入れ箇所の指示のあとが見える。しかし、再稿本一上、下の2冊(版本巻1, 2

- にあたる)には、そのような指示書きは認められない。これは、版本巻3以下の版下作成には、記念館蔵本が下本として用いられたのに対して、版本巻1、2の版下作成には国会本が下本とされたためか。
- 12) 『古事記傳上木雜事』(『全集』第20巻所収)に「一、板下下本直靈落文之事 トキハニカキハニウゴクヨナキソ」という記事がある。国会本「直毘靈」原文、当該箇所をみると「ときはにかきはに」の部分が落ちている(本文紹介67参照)。「板下下本」で「落文」とされるのと同じ箇所が、国会本原文でも落ちているわけで、国会本が「板下下本」と関係深いものであったことを思わせる。
  - 13) 例えば、岡本 注7)a は、国会本2冊を宣長自筆とするが、その根拠として「特に」 「書込や附紙等」の文字の字体が宣長と「同一筆跡と思はれ」ることを挙げている。
  - 14) ただし、二之巻42オの付箋(本文紹介107参照)は宣長の手跡ではない。
  - 15) 本居家において「筆者不明」とされていた当稿本が、何時から「宣長自筆」と称されるようになったのかは不明である。だが、明治39年2月発行「高潮」第1号(吉川弘文館刊)「珍書研究会の発会」の記事中、林縫之助の出品に、「古事記傳 本居自筆草稿本一冊」というものが見られる。帝國図書館の購入以前にすでに「宣長自筆」と称されており、帝國図書館はそれを踏襲したと考えてよいであろう。本居弥生の『備忘録鈔』で「林縫次郎」となっているのは記載の誤りか。
  - 16) 本文紹介17、31参照。なお、「エ」とすべき箇所を「イ」とする誤りは、本文紹介34にも見られる。
  - 17) ただし、貼紙等による訂正には、原文筆者が書き間違いを訂正したものもあると思われる。
  - 18) 自筆稿本が本居宣長記念館に現存する。『全集』第14巻所収。
  - 19) 岡田米夫「古事記伝稿本の基礎的研究 (上)～(下)」(「皇学」1巻4号～2巻1号 昭和8.9～昭和9.3) ほか。
  - 20) 岡田 注19) ほか。
  - 21) 漢字平仮名交じり文の採用時期は、天明5年冬、宣長宛横井千秋書簡に「就夫右認方之事色々御思按被成、平假名方に御治定被成候よし被仰聞候御趣承知仕候」(『全集』別巻3 書簡番号147)とあり、この頃と考えられる。
  - 22) 巻次訂正の時期は、岡田 注19) 参照。高倉一紀「藤垣内本居大平書簡二一栗田家米簡考一」(「ヒブリア」91号 昭和63.10)は、天明5年11月以降とする(天明6年3月以降の可能性も指摘されている)。
  - 23) 「傳板出來之覺」(『全集』別巻2所収)に「壹之巻 申ノ十月廿三日 板下出來 同十一月廿四日 板下 名古屋へ遣す、二之巻 午ノ十月十四日 名古屋へ遣す」とある。『本居春庭寫物覺帳 二』(『全集』同巻所収)にも版下作成の記事あり。一之巻の成立下限を「板下出來」の天明8年10月23日とせず、名古屋に送った11月24日とすること、岡本 注7)に従う。
  - 24) 石井庄司「古事記伝における本文の校定」(「国語と国文学」21巻6号 昭和19.6)、岡本 注7) ほか。
  - 25) 岡本 注7)
  - 26) 版下作成後、校合刷り直し時などに訂正されたものもあると思われる。特に、二之巻は、天明6年10月に版下が作成されているため、本来は真福寺本の記述は含んでいないは

ずである。にもかかわらず、版本二之巻に「眞福寺本には、命字を作り、これや正しからむ」(21ウ10)と眞福寺本の記述が見られるのは、校合刷り直しの際などに訂正が施されたためと考えられよう。国会本で「又はさかしらに改めつるにもあらむか」(21ウ8 本文紹介102)となっているのが、天明6年10月に版下が書かれた時の本文を伝えていると思われる。なお、版下作成後の訂正については 注55)も参照。

27) 『全集』第12巻 p69。小野田光雄編『諸本集成古事記』(勉誠社 昭和56.11) 下巻(28) 参照。以下、『諸本集成古事記』は『諸本集成』と略記。

28) 尾崎知光「『古事記伝』に引用された眞福寺本古事記について」(『神道大系 月報』93 平成2.3) ほか。

29) 『全集』第17巻 書簡番号116

30) この書簡に見える直丸とは、渡辺直麿(-1792)のこと。名古屋の人。通称、惣左衛門。もと田中道麿門人。天明7年宣長に入門。『古事記伝』の上木の雑事に携わる。天明6年3月17日、春庭が吉野に花見に旅立ったのに同道した。(『天明六年丙午日記』『全集』第16巻所収) 春庭は、吉野から南都に趣き、さらに京、大阪、伏見を經由し、4月7日に帰宅した。直麿がどこまで春庭に同行したかは不明であるが、天明6年3月21日付栗田土満宛大平書簡(高倉 注22)をみると、直麿自身は出雲に行く計画を持っていたようであるから、途中から春庭と別行動をとったとも考えられる。この書簡の時点を天明6年4月として、そのとき、直麿が京都に滞在していた可能性はあるのではなからうか。

31) ただし、横井千秋に送られた「一之巻改正本」が、現在の国会本一之巻そのものであるかは不明である。原文部分の筆者に疑問が残ることからいって、あるいは、国会本一之巻は、横井千秋に送られた「一之巻改正本」の控えとして、門人筆工等によって書写されたものであった可能性もある。

32) 国会本「直毘靈」の奥書は、版本一之巻「直毘靈」と同文である。すなわち、宣長自筆稿本『直霊』(『全集』第14巻所収)の奥書の年月日をそのまま踏襲している。「直毘靈」の奥書については、岩田隆「『古事記伝』一之巻の明和八年成稿説について」(『鈴屋学会報』7号 平成2.9)等、参照。

33) 『全集』別巻2所収

34) 原文の中でも、一之巻と二之巻で、また二之巻の糸図部分で、筆者が異なっていた可能性も考えられる。宣長筆とみられる加筆訂正部分についても、別人の手跡が混じっていないかを明確にしておく必要がある(二之巻42オの付箋は宣長筆ではない。本文紹介107参照)。

35) 『古事記伝』版本の漢字平仮名交じり書記様式については、矢田勉「古事記伝」(『歴史の文字—記載・活字・活版』東京大学総合研究博物館 平成8.9)、「鈴屋の文字意識とその実践」(『鈴屋学会報』15号 平成10.12)等、参照。

36) パターンとしては、つぎの5通りが考えられる。

- 1 国会本本文=版本 (訂正なし)
- 2 国会本本文≠版本 (訂正なし)
- 3 訂正前本文=版本 → 訂正後本文≠版本
- 4 訂正前本文≠版本 → 訂正後本文=版本
- 5 訂正前本文≠版本 → 訂正後本文≠版本

1 については特に紹介しない。2から5で最も多いのは4である。この4をaで紹介し、2、

- 3, 5についてはbで紹介する。(3, 5はほとんどない)
- 37) 「本」のルビは、再稿本では「ホン」、版本では「マキ」、国会本二之巻では「ホム」(訂正なし 本文紹介97参照)となっている。国会本一之巻には「マキ」とする箇所(本文紹介9, 10参照)と、「ホム」から「マキ」に訂正した箇所(本文紹介9, 10, 27, 45参照)がある。前者は加筆訂正時に加えられたルビか。
- 38) 『全集』第12巻 p69。『諸本集成』下巻 (28) 参照。
- 39) 原文では「○古言の聲の上り下りの事」は行頭から2字下げ、「神御名など」以下は改行されていた。
- 40) 「○假字の」以下、改行。
- 41) 「○古言の」以下、改行。「此一條ハ四十二丁オニアリコ、ニ書入ベシ」と朱書傍書あり。
- 42) 「○いはゆる」以下、改行。
- 43) 原文では「○凡て詔云々曰云々」は改行されていない。「クダリヲ上ケテ書ベシ」と朱書傍書あり。
- 44) 原文で採用していた「云」は延佳本のみを表記。「之」は真福寺本を含めた諸本の表記(『諸本集成』中巻 (241) ほか)。この訂正もまた、真福寺本との校合が契機となったのではなかろうか。本文紹介47の貼紙による訂正も参照。
- 45) 行頭から2字下げに訂正
- 46) 行頭から2字下げに訂正
- 47) ルビ「ノサグメ」は貼紙の上に記される。貼紙の下は読み取れない。
- 48) 『全集』第12巻 p324。『諸本集成』下巻 (361—362) 参照。
- 49) 『全集』第11巻 p23。『諸本集成』中巻 (419) 参照。
- 50) 再稿本、国会本、『訂正古訓古事記』(『全集』第8巻所収)、『古事記』諸本(『諸本集成』中巻 (687) 参照)はみな「摩」である。版本「麻」は、国会本をもとに版下執筆する際の写し誤りではなかろうか。
- 51) 再稿本、国会本、『訂正古訓古事記』、『古事記』諸本はみな「智」(『諸本集成』上巻 (51) 参照)。この版本「地」も写し誤りか。
- 52) 『全集』第9巻 p193。『諸本集成』上巻 (78) 参照。
- 53) 再稿本は「知」。寛永版本は「知」、延佳本、真福寺本は「智」である(『諸本集成』上巻 (92) 参照)。再稿本、国会本の「知」を、版本で「智」と変更したのも、真福寺本写本との校合によってであろうか。
- 54) 『全集』第10巻 p494。『諸本集成』中巻 (150) 参照。
- 55) 『全集』第11巻 p81。『諸本集成』中巻 (274) 参照。寛政3年6月20日付、横井千秋宛宣長書簡(『全集』第17巻 書簡番号169)に、当該箇所の訂正依頼がみえる。

(うえだ ゆきみ 古典籍課)